



寄稿 インターネットと人権

情報モラル教育アドバイザー
法務省人権擁護委員
いまだたまみ
今度珠美



メディア・リテラシーと人権

皆さんは「家族」と聞くとどのような家族像をイメージしますか。父親、母親、子どもがいる風景でしょうか。現代では、家族の形は非常に多様になっています。しかし、多くの人が、家族と聞いて上述のようなイメージを持つのは、メディアが提示する家族像がそのように描かれることが多いからです。例えばテレビの家電製品などのCM、行政などが発行するリーフレットなどです。これらメディアでは家族が固定されたイメージで描かれることが多いですね。実際には多様な家族像があるにも関わらず、固まったイメージで描かれる。これを、「ステレオタイプ」と言います。ステレオタイプとは、客観的根拠には乏しいのに固定概念になっている、つまり紋切り型の先入観、差別、偏見などの概念を言います。

私たちは、このように、知らず知らずのうちにメディアから固定されたイメージを形成しているのです。家族だけではありません。「女性」「高齢者」「障がい者」「在日外国人」などはメディアでどのように伝えられることが多いでしょう。想像してみましょう。現実の全てを伝えているのでしょうか。偏って描かれていることはないでしょうか。

「メディア」とは、私たちと情報をつなぐもの全てのことを言います。メディアとはテレビ、インターネットだけではなく、新聞、書物、そして身体もメディアと言えます。このメディアは、情報を正しく再現して伝えることはできません。なぜなら、そこには情報を伝える人の主観、意図が必ず反映されるからです。だから、メディアから情報を受け取った時は、「そこで伝えられていないことは何か」「何が見えなくなっているのか」を意識する必要があります。その意識する力のことを、「メディア・リテラシー」と言います。

情報を正しく読み取り、メディアからの先入観や偏見の概念を固定してしまわないためには、このメディア・リテラシーの育成がとても大切になります。特に、テレビやインターネットといった、いわゆるマスメディアでは、多数派の側に立ち報じることが多く見られます。つまり、少数派はあまり配慮されず、固定されたイメージで伝えられがちになるのです。社会の多様性への配慮を育むために、メディアが提示する数の論理や固定概念に流されず、「そこで伝えられていないことは何か」「何が見えなくなっているのか」を日頃から意識することを忘れないようにしましょう。

ただし、メディアを見極めるだけでは人権意識は育めません。

昨年、お笑いタレントが顔を黒塗りして黒人俳優のモノマネをする、という企画がバラエティ番組で放送されました。この行為が人種差別に当たるかどうか、ネット上では論争が起きました。このお笑いタレントの行為が差別であるかどうか、その判断には、受け手側に人種問題、歴史認識などの十分な知識がなければ難しいでしょう。

メディア・リテラシーは、メディアに関する理解力だけでは不十分なのです。情報の受け止め方は、受け手の知識、経験、思想により決定されます。メディアを批判的に読み解くためには、知識、教養が必要で、そのためには十分な人権教育、歴史教育が必要です。知識を持つことで、情報の信ぴょう性、信頼性を見極めることが可能になるのです。

このように、メディア・リテラシーは、単にメディアについて学ぶだけではなく、人権教育、歴史教育を学び、多様なメディア（書物、新聞、インタビューなどの伝聞等）からバランスよく情報、知識を習得し、豊かな教養を持ち、倫理観を育むことが求められます。インターネット上には誤った部落差別の書き込みやヘイトスピーチが溢れています。このような書き込みを鵜呑みに

にせず、真偽を見極めるためには、知識が必要なのです。特に若い世代は、テレビやインターネットからの情報を鵜呑みにしがちです。学校現場での十分な人権教育は、メディア・リテラシーの育成にもインターネットを介した人権侵害の抑制にも寄与できるのです。

インターネット人権侵害の犯罪性

インターネットには3つの大きな特性があります。「公開性」「拡散性」「記録性」です。投稿された内容は広く公開され、拡散も容易で、インターネット上に記録され残り続けます。この3つの特性は常に意識し、投稿内容の削除は容易ではないことを覚えておきましょう。また、安易に書き込んだ内容が「侮辱罪」「名誉毀損罪」「威力業務妨害罪」などの罪に問われることもあります。誹謗中傷やデマをインターネット上に書き込むことは犯罪です。拡散することも罪に問われることがあります。

インターネットは相手の立場に立つことが難しい世界です。なぜなら、当事者が目の前にいないからです。しかし、姿が見えないからこそ、現実社会と同じように、「自分が相手の立場であったらどう思うか」と考えながら行動することがより必要になります。

万が一、インターネット上で人権を侵害された場合は、画面を写真に撮る、印刷するなど証拠を残し、速やかに県警のサイバー犯罪担当課や地方法務局等へ相談してください。

モラルを学ぶ情報モラル教育

ところで、学校で行う「情報モラル教育」とはどのようなものなのでしょうか。インターネット上の危険を回避し安全に利用するための教育でしょうか。

情報モラル教育のモラルとは「倫理」のことです。倫理とは、「人と人が関わる時のあり方、すじ道」のことをいいます。しかし、今の情報モラル教育は、倫理教育といえるのでしょうか。現在、行われている情報モラル教育は、「心持ちがどうであれ危険なことを成さなければ良い」という交通安全と同程度の安全教育にすぎません。だから、インターネットの危険を強調し、利用を規制し、規則で閉じ込めてしまいがちになります。

しかし、情報モラル教育は安全教育だけではあってはならないと思います。メディアと人の

「善きあり方」を考え、メディアでつながる他者と「善き関係」を築くための「すじ道」を学ぶことが情報モラル教育であるべきなのです。「他者を傷つけない私でありたい」、「私はメディアをどのように善く使い、善く生きるのか」という倫理観からの動機を目指すモラル教育とするべきなのです。

現実社会で善き人であれば、インターネット上でも善き行為を選択することができます。例えば、誰も見ていない道で拾ったお札をポケットにしまわない人は、匿名の世界でも人の悪口を書き込んだりしないでしょう。現実社会で相手の気持ちを考えることができる人であれば、道徳、規範意識を持ってメディアを活用、行動することが可能になるでしょう。情報モラル教育は、単に啓発教育、安全教育ではなく、倫理教育、人権教育として日常のモラルを育むことを前提とするべきでしょう。

情報化社会での人権教育

情報化社会を生きる私たちは、民族、文化、思想などの多くの差異に目を向け、多様性に配慮できる力が求められます。メディアが提示する固定概念から偏見や差別を生み出さないためにも、寛容な社会とはどのようなものか、その偏見はどこから来たものか、日頃から意識できるようにしましょう。

また、正しい人権意識、歴史認識、幅広い知識を持つことが、個の倫理観を育み、インターネット上の人権侵害も防ぐことができます。インターネット上の人権侵害は、インターネットや機器が起こしているわけではありません。人の心が起こしているのです。だからこそ、人の心でしか防ぐことはできないことを忘れないようにしたいですね。

